

～ 幼稚園や保育所などの利用手続きが変わります ～

「子ども・子育て支援新制度」が始まります

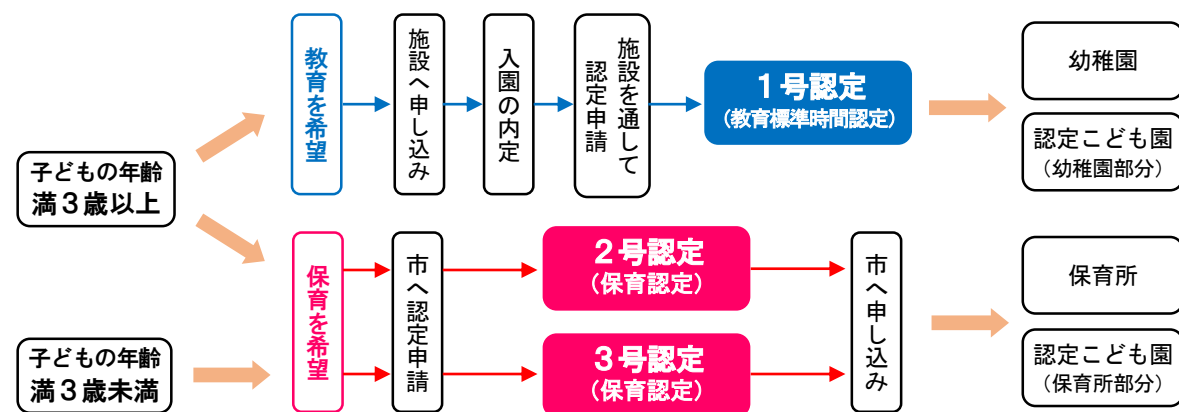
平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることにより、新制度に移行する施設(幼稚園、保育所、認定こども園など)の利用手続きが次のように変わります。

これに伴い、施設の利用申し込みとは別に、子どもの年齢と保育の必要性に応じた認定(1号～3号)を受ける必要があります。

現在、入園している施設に4月以降も継続して入園を希望する人は、施設を通して認定の手続きが必要です。

なお、新制度の保育料は、国が定める基準を上限として、保護者の所得に応じて市が決定することになりますが、おおむね現行の幼稚園・保育所の実質的な利用者負担の水準と同程度となる見込みです。

● 新制度での利用手続きの流れ



※ 認定こども園とは、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設です

※ 新制度に移行しない幼稚園に入園を希望する場合は、認定申請は必要ありません

※ 保育所などでの保育を希望される場合の保育認定(2号認定、3号認定)については、次の「保育を必要とする事由」、「保育の必要量」が考慮されます

【保育を必要とする事由】

保護者が次の①～⑩のいずれかに該当することが必要です。

- ① 就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合

【保育の必要量】

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ①「保育標準時間」利用 | フルタイム就労を想定した利用時間(最長 11 時間) |
| ②「保育短時間」利用 | パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間) |

施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

新制度では、3つの区分の認定に応じて、施設など(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)の利用先が決まっていきます。手続きは、これまでと時期や流れが大きく変わるものではありません。

3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

利用先 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」(左ページ参照)に該当し、保育所などでの保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」(左ページ参照)に該当し、保育所などでの保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

● 保育料は、おおむね現行の幼稚園・保育所の実質的な利用者負担の水準と同程度となる見込みです。

幼稚園・認定こども園

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担案(月額)

※右の表は検討中の案で、変更になる場合があります。

- 所得の階層ごとに保育料が設定されます。
- 実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。
- 保育料の軽減については、裏面 Q7 をご覧ください。

※②市民税非課税世帯については、国の基準額の引き下げにより、8,000円から3,000円に変更となりました。

階層区分	利用者負担(案)
①生活保護世帯	0円
②市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	3,000円 8,000円
③所得割課税額 77,100円以下	15,000円
④所得割課税額 169,000円未満	18,200円
⑤所得割課税額 211,200円以下	19,400円
⑥所得割課税額 211,201円以上	24,600円

保育所・認定こども園 地域型保育(3歳未満のみ)

保育認定を受けた子どもの利用者負担案(月額)

※右の表は検討中の案で、変更になる場合があります。

- 所得の階層ごとに保育料が設定されます。
- 実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。
- 保育が必要な時間により、保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)の2つの区分に分けられます。
- 保育料の軽減については、裏面 Q7 をご覧ください。

※教育標準時間認定、保育認定のいずれの場合についても、ひとり親世帯や在宅障害児(者)のいる世帯で、第2階層の場合は保育料0円です。第3階層の場合は、1,000円軽減されます。

階層区分	利用者負担(案)			
	3歳以上		3歳未満	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市民税非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	15,000円	14,800円	18,000円	17,800円
④所得割課税額 60,700円未満	19,000円	18,800円	22,000円	21,800円
⑤所得割課税額 97,000円未満	22,000円	21,800円	25,000円	24,600円
⑥所得割課税額 169,000円未満	28,000円	27,600円	35,000円	34,600円
⑦所得割課税額 301,000円未満	30,000円	29,600円	40,000円	39,400円
⑧所得割課税額 397,000円未満	30,000円	29,600円	40,000円	39,400円
⑨所得割課税額 397,000円以上	31,000円	30,600円	50,000円	49,200円



問い合わせ先 島原市福祉保健部こども課こども福祉班(電話 62-8003)

認定こども園など施設についてのQ&A

Q1 認定こども園とは何ですか？

A 認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つところです。また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加など利用をすることができます。

Q2 新制度になると現在の幼稚園や保育所は、なくなってしまうのですか？

A 現在の幼稚園・保育所は、必ず認定こども園になるわけではありません。幼稚園・保育所が、どのように運営していくかを決めることになっています。新制度のもとで、お住まいの地域の幼稚園・保育所がどのように運営されるかについては、施設か市こども課におたずねください。

保育の必要性などの認定についてのQ&A

Q3 幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

A 幼稚園は、満3歳以上の子どもはだれでも利用できます。新制度のもとでは、施設などを利用する保護者の方に3つの区分による認定を受けていただき、幼稚園を利用する場合は、「教育標準時間認定」(1号認定)を受けていただくことになります。ただし、認定に当たって、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じたりすることはありません。1号認定は、基本的には、入園の内定した園を経由して手続きができるようにする予定です。なお、新制度に移行しない幼稚園の場合は、認定申請は必要ありません。

Q4 認定の有効期間は何年ですか。有効期間の途中で認定事由に該当しなくなった場合はどうなりますか。また、現況の報告等は毎年必要なのでしょうか。

A 教育標準時間認定の有効期間は3年間(小学校就学前まで)を基本とします。保育認定の有効期間についても3年間(2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日まで)を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合には、90日を基本的な有効期間として取り扱います。また、現況届は、認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めることとします。

Q5 3号認定の子どもが満3歳になった場合、何か手続きは必要ですか。また、保育料はどうなりますか？

A 満3歳になり、3号認定から2号認定になる際は、市町村が認定の変更を行うので、保護者が改めて保育の必要性の認定の申請をする必要はありません。また、満3歳になった年度中の保育料は、3号の保育料のままとなり翌年度から2号の保育料となります。なお、認定こども園の園児が満3歳になったときは、教育標準時間の利用に一時預かりを組み合わせたこともできます。その場合は、1号認定に変更する手続きをしてください。

新制度の詳しい内容を知りたい方は、「内閣府子ども・子育て支援新制度」のホームページをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度 検索

利用手続きや利用料についてのQ&A

Q6 幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのですか？

A 新制度では、幼稚園に支払う保育料自体が、保護者の所得に応じて市町村が定める負担額となる仕組みになります。これに加え、各園において、給食費、スクールバス代等の実費負担や教育・保育の質の向上を図る上で必要となる上乗せ利用料が生じる場合があります。

Q7 幼稚園・保育所・認定こども園に同時に通う第2子、第3子の保育料が軽減されると聞きましたが、どうなるのですか？

A 同一世帯から保育所に複数の子どもが通っている場合、国の制度により第2子の保育料は半額、第3子以降は無料となっています。平成26年度から、幼稚園の場合も、同一世帯に小学校3年生以下の複数の子どもがいる場合、第2子、第3子が幼稚園に通っているときは同様の減免措置が行われています。また、島原市では、すこやか子育て支援事業として、小学生以下の子どもを3人以上扶養する世帯で、
①第3子以降が幼稚園・保育所・認定こども園に通っているときの第3子以降の保育料
②2人以上が同時に幼稚園・保育所・認定こども園に通っているときの2人目の保育料を免除することとしています。(所得制限あり)

Q8 新制度では、施設や事業者によって、保育料は異なるのでしょうか。

A 保育料は、各市町村が認定区分ごとに、市民税額の階層区別の保育料を定めますので、同じ認定区分と階層区分であれば、基本的にどの施設・事業所でも同一の保育料となります(市町村によって、異なる定めをすることもあります)。また、施設・事業所が独自に設定する給食費、スクールバス代等の実費負担や、教育・保育の質の向上を図る上で必要となる上乗せ利用料が別途ある場合もありますので、ご利用を希望する施設にご確認ください。

Q9 新制度では、保育料は毎年同額になるのでしょうか。

A 保育料は、市民税額をもとに毎年決定されることになり、保育料の切り替え時期は、毎年9月になります(8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市民税額により保育料が決定)。前年度の収入の変動に伴い、保育料の階層区分に変更が生じた場合は、9月から新しい保育料となります。

新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10	11	12	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく保育料						当年度の市民税額に基づく保育料					

Q10 保育の標準時間認定(最大11時間)とは、保育標準時間の認定を受けた場合、子どもを預け始めた時間から最大で11時間は追加料金がかからないで子どもを預けることができるということでしょうか。

A 保育標準時間認定の11時間とは、各施設・事業者が定める通常保育を行っている時間帯(利用可能な時間)のことです。従って、この時間帯の範囲内であれば最大11時間まで追加料金なしで子どもを預けることができますが、どの時間からも11時間は追加料金なしで子どもを預けるということではありません。(例:7時30分~18時30分までの11時間を設定している施設で、子どもを8時から預ける場合、毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができるのは18時30分までとなります。)